

今回の被災により、被保険者証や処方薬を紛失あるいはご自宅に残したまま避難されている方にお知らせいたします。

被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスが利用できます。また、処方薬の紛失あるいはご自宅に残したままの場合は、下記により対応いたします。かかりつけ薬局またはお近くの薬局にご相談下さい。

おくすり手帳や処方されているお薬のわかるものをお持ちでしたらご持参ください。

処方箋を持参せずに調剤を希望する場合

- 交通機関の遮断、近隣の医療機関の診療状況等により受診ができない場合について、調剤後に処方箋が発行されることを前提に調剤可能です。(薬局で調整させていただきます) 薬局では、薬歴やお薬手帳で確認がとれる場合に調剤可能となりますが、お薬手帳等をお持ちでない場合はご相談下さい。
- 保険証等の提示がなくても、氏名、生年月日、連絡先(電話番号)、社保の場合は事業所名、国保・後期高齢者の場合は住所(国保組合の場合はこれに加えて組合名)を申し立てることで調剤可能です。
- 一部負担金についてはその場で負担いただくか、後日お支払いいただく必要があります。今後の通知によっては猶予(免除)となる可能性もありますが、現時点では情報はありませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

長野県薬剤師会では、被災された皆様方からのお薬に関する相談をお受けしています。ご心配事など、どのような事でもお気軽にお問合せください。

長野県薬剤師会おくすり相談室

0263-32-0287

受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
10～12時、13～16時



一般
社団法人

長野県薬剤師会